

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡妻（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、洋菓子製造業務に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日、会社工場内でパイローラーに左手を挟まれ（以下「本件事故」という。）、「左中指基節骨骨折、左環指基節骨骨折、手部皮膚潰瘍」等（以下「本件負傷」という。）の傷病名にて療養していた。請求人によると、被災者は、本件負傷により、退職を余儀なくされ、将来に不安を感じ、抑うつ症状を呈していたという。被災者は、平成〇年〇月〇日、自宅において縊頸しているところを請求人に発見され、C病院に救急搬送されたが、同病院において死亡した。死体検案書には、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日午後〇時〇分」、「直接死因：縊頸による窒息死」、「死因の種類：自殺」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の精神障害の発病及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 被災者の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、D病院診療録や請求人の申述を考慮し、被災者は、平成〇年〇月中旬頃にICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したと判断する旨述べている。当審査会としても、被災者の症状経過及び医学的見解等に照らし、専門部会の意見を妥当なものと判断する。
- (2) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。
- (3) 被災者の本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められない。
- (4) 評価期間における業務による心理的負荷をもたらす「特別な出来事以外の出来事」についてみると、請求人は、被災者には出勤ローテーションについてのトラブルと業務中に負傷した出来事があった旨を主張していることから、以下、

検討する。

ア 出勤ローテーションの出来事について

請求人は、この出来事について、「被災者にパート労働者の出勤ローテーションを組む担当が回ってきた時、皆が好き勝手に休暇の希望を言うので大変だった。」旨述べていることから、認定基準別表1の具体的出来事「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて検討する。

この点、請求人は、「被災者は、平成〇年〇月〇日まで、会社の間人関係で悩んでいる様子はなく、トラブルの話も聞いたことはない。休暇ローテーションを組めずに大変と言っていたが、本件事故の頃はその仕事をしていなかった。」旨述べている。また、Eは、「被災者は、夏休みや冬休み頃の休暇を自分の思いどおりに取得することがあり、休暇を取りにくい状況があったので、他の従業員のことにも考えてほしいと話したことがある。被災者が自身の希望の日に休暇を取るときに、他の従業員が『えー、またー』と言ったことはあるが、いじめというようなものではなく、後を引くような感じはなかった。」旨述べている。さらに、Fは、「従業員同士で休暇の調整ができない場合に、私のところに報告が上がってくるが、険悪な雰囲気になっていたことはなく、被災者には希望どおりの休暇を取得してもらっていた。」旨述べている。以上のことから、出勤ローテーションをめぐる休暇取得について、同僚従業員と調整がうまく図れなかった状況が認められるものの、客観的対立関係は認められず、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、この出来事による心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

イ 業務中に負傷した出来事について

被災者は、平成〇年〇月〇日、業務中に左手をパイローラーに挟まれ、負傷したことが認められ、請求人は、認定基準別表1の具体的出来事「(重度の)病気やケガをした」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）及び「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当すると主張している。

(ア) この出来事について、本件負傷の程度及び症状経過を検討すると、D病院の診療録によれば、被災者は手術を望まず、関節面の転位はなく、保存的療法が選択されており、CTでは他に明らかな骨折は認められていない。

また、G医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書によれば、「受傷時のX線像では左中指と環指の基節骨の頸部から骨頂にかけてのPIP関節内骨折がみられるが、転位は軽度である。」と述べられている。さらに、D病院診療録によれば、左手背の挫創については、平成〇年〇月〇日に皮膚科を受診し、同月〇日の同科受診時には、「肉芽乾燥傾向、浸出液減少傾向、感染兆候なし、壊死なし、創面に痛みを増強させる変化はない。」と記載されている。したがって、本件負傷は、重傷を負ったものとは認められない。

なお、被災者の神経症状の訴えにより、治療が長引いているものの、D病院診療録によれば、被災者は、個体側要因である精神領域において「ストレス耐性が弱い」と指摘されており、G医師は、「D病院の診療録の記載によれば、リハビリ開始に当たっても、リハビリに対する不安・恐怖心が強いとされており、通常の指骨骨折の経過ではなく、診療録にもCRPS（複合性局所疼痛症候群）様状態とされている。精神科的不調が前面に出ている状態である。」旨述べていることからすると、本件負傷の受診が長期化したことは、本件負傷の病態によるものではなく、被災者の素因としての精神的な脆弱性によるものと考えることが相当である。

以上のことから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、この出来事は認定基準別表1の具体的出来事「(重度の) 病気やケガをした」に該当するも、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(イ) また、請求人は、「被災者自ら労災事故及びこれにより重傷を負う自身の姿を間近で見しており、その心理的負荷は『強』若しくは『中』と評価されるべきである。」旨主張する。

この点、請求人は、「被災者は、自分で機械を止め、手を脱出させたと聞いている。本件事故当日、被災者が自宅に帰ってきた様子は、骨折した箇所は痛いと言っていたが、変わったところはなく普通だった。」旨述べており、また、Eは、「私は、被災者と背中合わせで作業していたので、挟まれる現場は見えていないが、機械のガッという音で振り返った時は、被災者は自分で手を抜いた後だった。受傷後、被災者は、大丈夫だと返事をし、すぐに作業を開始しようとした。被災者は何度も大丈夫と言ったが、私が事務所に連れて行き、病院に車で送って行った。」旨述べ、会社提出

の報告書には、「本件事故発生当時、受診不要と言い張る被災者に対し、会社が説得し受診させた。受診後、作業に戻ろうとするので、帰宅するよう指示した。」旨記載されている。以上の諸点に、本件事故発生時からの被災者の言動及び本件事故の発生状況等をも併せて総合的に考察すれば、当審査会としては、この出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」に該当するも、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

- (5) 以上からすると、被災者には業務による心理的負荷の総合評価が「弱」となる出来事が3つ認められるも、その心理的負荷の全体評価は「強」には至らず、被災者に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、被災者の死亡も業務上の事由によるものとは認められない。
- (6) なお、請求人のそのほかの主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだすことができなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。